

-村独自事業-

入学する子を扶養する 世帯支援給付金のご案内

コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている入学する子を扶養する世帯に対して支援を行うことを目的とした新庄村独自の取組として、「入学する子を扶養する世帯支援給付金」を給付対象者に給付します。

給付対象者

令和5年4月1日において、新庄村の住民基本台帳に記録されている方であり、かつ入学する子を扶養している方

※入学する子とは※

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程又は専門課程、予備校（大学進学を目的とした進学予備校に限る）もしくはこれに相当する教育機関へ令和5年4月に入学する又は入学した方を指します。

申請方法

申込受付期限までに次の書類を役場総務企画課へ郵送又はお持ち込みいただくようお願いします。

【提出書類】

- ① 入学する子を扶養する世帯支援給付金支給申請書
- ② 申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）など）
- ③ 振込先金融機関確認書類の写し（通帳やキャッシュカード）
- ④ 入学する子本人の学生証の写し
- ⑤ 申請者が対象となる入学する子を扶養していることがわかる書類

※注意事項※

- ・ ④については、入学先が小・中学校の場合省略可能です。
- ・ ⑤については、入学する子の保険証の写しを提出してください。なお、保険証に「（被扶養者）」の記載がない場合は、申立書も併せてご提出ください。

給付額

入学する子の入学先に応じて、次のとおりとなります。

入学先	給付額
小学校	10,000円
中学校	15,000円
高校等	25,000円
大学等	40,000円

申込受付期限

2023年5月31日（水）

問い合わせ先

新庄村役場総務企画課 担当：牧野
電話：0867-56-2627

